

令和3年度 秋季研修会

一般財団法人 総合福祉研究会

講師：公認会計士・税理士林光行事務所

税理士 林 竜弘

アジェンダ

◆印紙税の取り扱い

目次

1. 収益事業を行う社会福祉法人が発行する「売上金領収書」には、収入印紙は必要か？	- 3 -
2. 社会福祉法人による「不動産売買契約書」には、印紙は必要か？	- 9 -
3. 建物設計及び建築請負契約書には、印紙は必要か？	- 11 -
4. 清掃請負	- 13 -
5. 月額単価の変更	- 25 -
6. エレベーター保守契約書には、印紙は必要か？ 【社福法人の場合】	- 28 -
7. 土地の贈与契約書には、印紙は必要か？	- 35 -
8. 留意事項	- 37 -
資料：印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）	- 38 -
資料：別表第二 非課税法人の表（第五条、附則第九条の二関係）	- 42 -
資料：別表第三 非課税文書の表（第五条関係）	- 43 -

引用文献：「書式 550 例解印紙税」（第 1 1 版）、馬場則行編、H 3 0 年 7 月 1 7 日

参 考：国税庁HPより
※タックスアンサー
※質疑応答事例

1. 収益事業を行う社会福祉法人が発行する「売上金領収書」には、収入印紙は必要か？

「例解印紙税」第 433 例

<p>領 収 書</p> <p>〇〇〇 〇〇〇様</p> <p>金 <u>¥50,000 円</u> (消費税等を含む) ただし、書籍購入代金として</p> <p>上記の金額正に受け取りました。</p> <p style="text-align: right;">社会福祉法人 △△△会 印</p>

【印紙税の概要】（財務省HPより）

印紙税は、各種の経済取引に伴い作成される文書の背後にある経済的利益に担税力を見出し、負担を求める税です。

項目	概要
課税対象	印紙税法別表第一に掲げる文書 (具体的には、不動産譲渡契約書、消費貸借契約書、請負契約書、手形、受取書、預貯金通帳等を課税文書として掲名)
納税義務者	課税文書の作成者
税率	課税文書ごとに法定 (階級定額税率と定額税率のものがある。)
納付方法	原則として、課税文書の作成の時までに、課税文書に印紙を貼り付け、その印紙を消印する方法で納付する。

印紙税法の適用関係

印紙税法別表第一、課税物件表の第 17 号文書「金銭又は有価証券の受取書」であるが、営業に関しないものであり、非課税文書に該当する。

説明

公益法人が発行する受取書は第 17 号文書に該当するが、営業に関しない受取書として取り扱われることから、非課税文書となる。

なお、公益法人が収益事業に関して作成するものであっても、営業に関しない受取書として取り扱われ、非課税文書となる。

質疑応答事例 「営業に関しない受取書（作成者）」

【照会要旨】

営業に関しない受取書は非課税と規定されていますが、具体的にはどのような者が作成する場合の受取書をいうのでしょうか。

【回答要旨】

金銭又は有価証券の受取書のうち営業に関しないものは、第 17 号文書の非課税物件欄 2 において非課税とされていますが、具体的には、商法上の「商人」に当たらないと解されている次の者が作成する受取書をいいます。

受取書の作成者	内容
個人が私的財産を譲渡したとき等に作成する受取書	営業とは、利益を得る目的で同種の行為を反復継続すること、つまり継続的な営利活動をいいますので、個人がたまたま私的財産を譲渡したとき等に作成する受取書は非課税となります。
公益法人の作成する受取書	公益法人は、たとえ収益事業を行う場合であっても、収益事業で得た利益を公益以外の目的で使用することが認められていませんので、商人としての性格を持たず、公益法人名義で作成する受取書はすべて非課税となります（基通第 17 号文書の 22）。
公益等を目的とする人格のない社団の作成する受取書	公益及び会員相互間の親睦等の非営利事業を目的とする人格のない社団が作成する受取書は非課税となります（基通第 17 号文書の 23）。 （注）公益及び会員相互間の親睦等の非営利事業を目的としないその他の人格のない社団が、収益事業に関して作成する受取書は課税の対象となります。
農業従事者等が作成する受取書	一般に営業に当たらないと解されている店舗その他これらに類する設備を有しない農業、林業又は漁業に従事する者が、自己の生産物の販売に関して作成する受取書は非課税となります（基通第 17 号文書の 24）。
医師、弁護士等の作成する受取書	一般に営業に当たらないと解されている自由職業者が、その業務に関して作成する受取書は非課税となります（基通第 17 号文書の 25 及び 26）。
会社以外の法人で、利益金又は剰余金の配当又は分配のできない法人が作成する受取書	営利法人以外の法人で特別法により法人になることが認められた法人のうち、利益金又は剰余金の配当又は分配のできない、法人労働組合、商品取引所等の作成する受取書は非課税となります。
会社以外の法人で、利益金又は剰余金の配当又は分配のできる法人がその出資者との間で作成する受取書	法令の規定、定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配のできる法人が、その出資者に対して行う事業に係る受取書は非課税となります（第 17 号文書の非課税物件欄 2）。

(注) 会社以外の法人で、利益金又は剰余金の配当又は分配のできる法人には、おおむね次に掲げる法人が該当します(基通第17号文書の21)。

1 貸家組合、貸家組合連合会 2 貸室組合、貸室組合連合会 3 事業協同組合、事業協同組合連合会 4 事業協同小組合、事業協同小組合連合会 5 火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会 6 信用協同組合、信用協同組合連合会 7 企業組合 8 協業組合 9 塩業組合 10 消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 11 農林中央金庫 12 信用金庫、信用金庫連合会 13 労働金庫、労働金庫連合会 14 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 15 船主相互保険組合 16 輸出水産業協同組合 17 漁業協同組合、漁業協同組合連合会 18 漁業生産組合 19 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 20 共済水産業協同組合連合会 21 森林組合、森林組合連合会 22 蚕糸組合 23 農業協同組合、農業協同組合連合会 24 農事組合法人 25 貿易連合 26 相互会社 27 輸出組合(出資のあるものに限ります。以下同じです。)、輸入組合 28 商工組合、商工組合連合会 29 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会

※ ここに掲げる以外の法人については、当該法人に係る法令の規定又は定款の定めにより判断する必要があります。

【関係法令通達】

印紙税法基本通達別表第一 第17号文書の21～27

質疑応答事例 「営業の意義」

【照会要旨】

営業に関しない受取書は非課税と規定されていますが、ここにいう「営業」とはどのようなものをいうのでしょうか。

【回答要旨】

一般通念では、利益を得る目的で、同種の行為を継続的、反復的に行うことをいいます。営利目的がある限り、現実に利益を得ることができなかつたとしても、また、当初、継続、反復の意思がある限り、1回でやめたとしても営業に該当します。

具体的にどのような行為が営業に該当するかは、商法の規定による商人と商行為から考えられます。

商人には、自己の名をもって商行為をすることを業とする固有の商人と、店舗その他これに類する設備(商人的施設)によって物品の販売を業とする者及び鉱業を営む者を商人とみなす擬制商人とがあります(商法第4条)。

商行為は商法に列挙されていますが、営業とすると否とにかかわらず商行為とする絶対的商行為(商法第501条)と、営業としたものは商行為とする営業的商行為(商法第502条)及び商人がその営業のためにする行為を商行為とする附属的商行為(商法第503条)があります。更に、特別法による商行為として、信託の引受け、無尽業等があります。

このことから、これらの行為をなすことを業とするものは商人となり、営利を目的として同種の行為を反復継続する場合は営業に該当することになります。

したがって、商行為に該当しない医師、弁護士等の行為は営業にはならず、また、農業、漁業等の原始生産業者が店舗をもたずにその生産物を販売する場合も商人の概念から除かれますので営業にはなりません。

また、商法第 502 条ただし書に「専ら賃金を得る目的で物を製造し、又は労務に従事する者の行為は、この限りでない」と規定されていることから、サラリーマン、内職などの行為も営業にはなりません。

法人の場合には、私法人は、大別すると営利法人、公益法人及びそれら以外の法人に分けられます。

営利法人である、会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は商行為であり（会社法第 5 条）、すべて営業（資本取引に係るものなど特に定めるものは除かれます。）になります。

公益社団法人、公益財団法人、学校法人などの公益法人については、その法人が目的遂行のために必要な資金を得るための行為が商行為に該当する場合であっても営業には該当しません。

営利法人及び公益法人以外の法人については、印紙税法では、その事業の実態等を考慮して、会社以外の法人で、利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっている法人が、出資者以外の第三者に対して行う事業は、営業に含むこととなっています（出資者に対して行う事業は、営業に含みません。）。

また、特定非営利活動促進法により設立が認められた、特定非営利活動法人（いわゆる NPO 法人）は、定款の定めにより、利益金又は剰余金の配当又は分配ができないこととされている場合は、営業には該当しません。

【関係法令通達】

印紙税法別表第一第 17 号文書「非課税物件の欄」、印紙税法基本通達別表第一 第 17 号文書の 21～27

第 430 例

印紙税法の適用関係

印紙税法別表第一、課税物件表の第17号の1文書「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」である。

説明 この文書は、介護サービス事業者が、要介護認定を受けた者から介護サービスに係る費用を受領した際に作成するものであることから、第17号の1文書に該当する。

参考 介護サービス料を受領した際に作成される「領収書」であっても、次の場合には非課税となる。

- ① 地方公共団体が作成する領収書
- ② 記載された受取金額が5万円（平成26年3月31日以前は3万円）未満の領収書
- ③ 営業に関しない領収書

営業に関しない領収書とは、会社以外の法人で法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっているものの以外の法人又は公益法人等（公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人又は医療法人等）が作成するものが該当する。

第 434 例

印紙税法の適用関係

印紙税法別表第一、課税物件表の第17号の1文書「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」である。

説明 この文書は、有料老人ホームを経営する株式会社〇〇が入居者から入居一時金を受領した際に交付する受取書である。この入居一時金は、将来にわたる家賃及び役務提供の対価として受け取ったものと認められ、印紙税法における売上代金に該当することから、当該文書は第17号の1文書に該当する。

なお、この文書の作成者が公益法人等営業者に該当しない者である場合は、非課税文書となる。

★参照：文書回答事例

答年月日	平成 28 年 6 月 29 日
回答部署	東京国税局
照会事項	有料老人ホームが入居一時金を受領した際に交付する「預り証」に係る印紙税の取扱いについて

※参考：国税庁HP「質疑応答事例」

仮領収書
同一法人内で作成する受取書
講演の謝礼金受取書
クレジット販売の場合の領収書
相殺

2. 社会福祉法人による「不動産売買契約書」には、印紙は必要か？

「例解印紙税」第1例 土地建物売買契約書

土地・建物売買契約書

後記物件所有者 を甲として、買受人 を乙として甲乙間に
おいて次のとおり契約する。

第1条 甲は後記物件を乙に対して売渡し、乙はこれを買受けるものとする。

第2条 後記物件の売買代金は宅地1平方メートル当り100,000円也、計金25,000,000
円也、建物金13,000,000円也、総合計38,000,000円也とする。

第3条 乙は本日1,000,000円也を本契約の手付金として甲に支払い甲は正にこれを
受領した。

第12条 後記物件の所有権移転の時期は第4条の売買代金の支払いが完了されたとき
とする。

(売買物件の表示)

市	町	丁目	番	号
1. 宅地		250平方メートル		
同所所在				
1. 家屋番号				
木造	瓦葺	2階建	居宅	
床面積	平方メートル	2階	平方メートル	

以上双方合意の上本契約書3通を作成し各自署名捺印の上甲、乙、立会人各1通
所持するものなり。

年 月 日

売主(甲)

印

買主(乙)

印

立会人

印

【回答】軽減措置により 印紙税は1万円

印紙税法の適用関係

印紙税法別表第一、課税物件表の第1号の1文書である「不動産の譲渡に関する契約書」である。

説明

この文書は、不動産である土地・建物の売買第1号の1文書のほか、売買の手付金の受領を証明する第17号の1文書「売上代金の受領に関する受取書」にも該当するが、通則3のイの規定により、第1号の1文書に該当する。

納税義務者は、売買契約の当事者である甲及び乙であるが、立会人が所持する文書も課税対象となる。

なお、記載金額は3,800万円となる。

※「通則3のイの規定」(印紙税法 課税物件表(第二条―第五条、第七条、第十二条関係))

課税物件表の適用に関する通則

- 1 この表における文書の所属の決定は、この表の各号の規定による。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、2及び3に定めるところによる。
- 2 一の文書でこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項又はこの表の一若しくは二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項とその他の事項とが併記され、又は混合して記載されているものその他一の文書でこれに記載されている事項がこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項に該当するものは、当該各号に掲げる文書に該当する文書とする。
- 3 一の文書が2の規定によりこの表の各号のうち二以上の号に掲げる文書に該当することとなる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。
 - イ 第一号又は第二号に掲げる文書と第三号から第十七号までに掲げる文書とに該当する文書は、第一号又は第二号に掲げる文書とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる文書で契約金額の記載のないものと第七号に掲げる文書とに該当する文書は、同号に掲げる文書とし、第一号又は第二号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書のうち、当該文書に売上代金(同号の定義の欄1に規定する売上代金をいう。以下この通則において同じ。)に係る受取金額(百万円を超えるものに限る。)の記載があるもので、当該受取金額が当該文書に記載された契約金額(当該金額が二以上ある場合には、その合計額)を超えるもの又は契約金額の記載のないものは、同号に掲げる文書とする。
 - ロ 第一号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書は、第一号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に契約金額の記載があり、かつ、当該契約金額を第一号及び第二号に掲げる文書のそれぞれにより証されるべき事項ごとに区分することができる場合において、第一号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額(当該金額が二以上ある場合には、その合計額。以下このロにおいて同じ。)が第二号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額に満たないときは、同号に掲げる文書とする。
 - ハ 第三号から第十七号までに掲げる文書のうち二以上の号に掲げる文書に該当する文書は、当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に売上代金に係る受取金額(百万円を超えるものに限る。)の記載があるときは、第十七号に掲げる文書とする。
 - ニ ホに規定する場合を除くほか、第十八号から第二十号までに掲げる文書と第一号から第十七号までに掲げる文書とに該当する文書は、第十八号から第二十号までに掲げる文書とする。
 - ホ 第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と第一号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が十万円を超えるもの、第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が百万円を超えるもの又は第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された売上代金に係る受取金額が百万円を超えるものは、それぞれ、第一号、第二号又は第十七号に掲げる文書とする。

3. 建物設計及び建築請負契約書には、印紙は必要か？

第 116 例 建築設計及び建築請負契約書

建物設計及び建築請負契約書

第 1 条

- 1 甲は乙に対し、下記ビルディングの建築に必要な設計図書の作成を注文し、乙はこれを完成することを約した。
- 2 甲は乙に対し、前項の設計図書に基づき下記ビルディングの建設工事を注文し、乙はこれを完成することを約した。

記

〇〇市〇〇区〇〇〇〇 〇〇ビル 10階建 1棟

第 2 条 請負代金は設計図書の作成が金 5 千万円、建築請負が金 10 億円（いずれも消費税等の額を除く。）とし、次のとおり分割して支払う。

1 乙が甲に設計図書を提出した時	金	円
2 甲が建築確認通知書を受領した時	金	円
3 乙において工事に着手した時	金	円
4 乙において基礎工事を完成した時	金	円
5 乙において工事を完成し、その引渡しを終了した時	金	円

第 3 条

- 1 乙は本契約締結の日から〇日以内に甲に設計図書を提出し、承認を受けるとともに、甲と協力して建築確認の手続きを行う。
- 2 乙は甲が建築確認通知書を受領した時から〇日以内に建築工事に着手し、工事着手の日から〇日以内にこれを完成し、完成の日から〇日以内に甲に引き渡すものとする。

第 4 条 建物の敷地は甲において提供し、建築工事に要する一切の材料及び労力は乙が提供する。

(以下省略)

年 月 日

甲

Ⓜ

乙

Ⓜ

印紙税法の適用関係

印紙税法別表第一、課税物件表の第2号文書「請負に関する契約書」である。

説明 この文書は、建設業法上の建設工事の請負に関する事項（ビルディングの建設工事）と建設工事以外の請負に関する事項（設計図書）の作成を定めたものであり、第2号文書に該当する。

また、記載金額は、ビルディングの建設工事代10億円と設計図書代5千万円の合計額である10億5千万円となる。

なお、建設業法上の建設工事の請負に関する事項と建設工事以外の請負に関する事項とが併記されている契約書については、それぞれの記載金額の合計額が一定の額を超える場合には、その契約書の作成年月日により、租税特別措置法第91条の規定により、税率の軽減措置が適用される。

4. 清掃請負

第 118 例 清掃契約書

清 掃 契 約 書

株式会社 (以下「甲」という。) と 株式会社 (以下「乙」という。) は甲が管理する建物 の清掃に関する業務を乙に委託することを約して、次のとおり契約を締結する。

(清掃の範囲)

第 1 条 清掃の範囲は、甲の管理する建物 (店舗の内部、各種機械室、各種水槽は除く。) とする。但し殺虫殺そは全館にわたるものとする。

(清掃の区分および要領)

第 2 条 清掃の区分および要領は、別添の仕様書による。

(清掃費)

第 3 条 甲は乙に清掃費として月額2,000万円を支払うものとする。当月分代価は、翌月10日までに乙が請求書を甲に提出し、甲は月末に乙に支払う。

(中 略)

(契約期間)

第13条 本契約の契約期間は、○年4月1日から□年3月31日 (1年間) までとする。期間満了2ヶ月前に甲乙間に何等の意思表示がない場合は、さらに1年間契約を延長するものとする。爾後この例による。

(中 略)

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙

印

印紙税法の適用関係

印紙税法別表第一、課税物件表の第2号文書「請負に関する契約書」である。

説明 この文書は、対価を得て建物の清掃を行うことを定めていることから、第2号文書に該当するほか、その取引に共通して適用される取引条件のうち、単価、対価の支払方法等を定めていることから第7号文書「継続的取引の基本となる契約書」にも該当するが、第2号文書の記載金額があることから、通則3のイの規定により、第2号文書に該当する。

なお、記載金額は、清掃費月額2,000万円に契約期間1年（12か月）を乗じた金額（2億4,000万円）となる。

★記載金額について

別表第一 課税物件表（第二条—第五条、第七条、第十二条関係）

課税物件表の適用に関する通則

4 この表の課税標準及び税率の欄の税率又は非課税物件の欄の金額が契約金額、券面金額その他当該文書により証されるべき事項に係る金額（以下この4において「**契約金額等**」という。）として当該文書に記載された金額（以下この4において「**記載金額**」という。）を基礎として定められている場合における当該金額の計算については、次に定めるところによる。

イ 当該文書に二以上の記載金額があり、かつ、これらの金額が同一の号に該当する文書により証されるべき事項に係るものである場合には、これらの金額の合計額を当該文書の記載金額とする。

ロ 当該文書が2の規定によりこの表の二以上の号に該当する文書である場合には、次に定めるところによる。

（一） 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるときは、当該文書が3の規定によりこの表のいずれの号に掲げる文書に所属することとなるかに応じ、その所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

（二） 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができないときは、当該金額（当該金額のうちに、当該文書が3の規定によりこの表のいずれかの号に所属することとなる場合における当該所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があるときは、当該明らかにされている部分の金額を除く。）を当該文書の記載金額とする。

ハ 当該文書が第十七号に掲げる文書（3の規定により同号に掲げる文書となるものを含む。）のうち同号の物件名の欄1に掲げる受取書である場合には、税率の適用に関しては、イ又はロの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（一） 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができるときは、売上代金に係る金額を当該受取書の記載金額とする。

（二） 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができないときは、当該記載金額（当該金額のうちに売上代金に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があるときは、当該明らかにされている部分の金額を除く。）を当該受取書の記載金額とする。

ニ 契約金額等の変更の事実を証すべき文書について、当該文書に係る契約についての変更前の契約金額等の記載のある文書が作成されていることが明らかであり、かつ、変更の事実を証すべき文書により変更金額（変更前の契約金額等と変更後の契約金額等の差額に相当する金額をいう。以下同じ。）が記載されている場合（変更前の契約金額等と変更後の契約金額等が記載されていることにより変更金額を明らかにすることができる場合を含む。）には、当該変更金額が変更前の契約金額等を増加させるものであるときは、当該変更金額を当該文書の記載金額とし、当該変更金額が変更前の契約金額等を減少させるものであるときは、当該文書の記載金額の記載はないものとする。

ホ 次の（一）から（三）までの規定に該当する文書の記載金額については、それぞれ（一）から（三）までに定めるところによる。

（一） 当該文書に記載されている単価及び数量、記号その他によりその契約金額等の計算をすることができるときは、その計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

（二） 第一号又は第二号に掲げる文書に当該文書に係る契約についての契約金額又は単価、数量、記号その他の記載のある見積書、注文書その他これらに類する文書（この表に掲げる文書を除く。）の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該契約についての契約金額が明らかであるとき又は当該契約についての契約金額の計算をすることができるときは、当該明らかである契約金額又は当該計算により算出した契約金額を当該第一号又は第二号に掲げる文書の記載金額とする。

（三） 第十七号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る有価証券の受取書に当該有価証券の発行者の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があること、又は同号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る金銭若しくは有価証券の受取書に当該売上代金に係る受取金額の記載のある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該売上代金に係る受取金額が明らかであるときは、当該明らかである受取金額を当該受取書の記載金額とする。

へ 当該文書の記載金額が外国通貨により表示されている場合には、当該文書を作成した日における外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項（外国為替相場）の規定により財務大臣が定めた基準外国為替相場又は裁定外国為替相場により当該記載金額を本邦通貨に換算した金額を当該文書についての記載金額とする。

5 この表の第一号、第二号、第七号及び第十二号から第十五号までにおいて「契約書」とは、契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約（その予約を含む。以下同じ。）の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実（以下「契約の成立等」という。）を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとする。

6 1から5までに規定するもののほか、この表の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（以下、課税物件表）

(継続的取引の基本となる契約書の範囲)

第二十六条 法別表第一第七号の定義の欄に規定する政令で定める契約書は、次に掲げる契約書とする。

- 一 特約店契約書その他名称のいかんを問わず、営業者（法別表第一第十七号の非課税物件の欄に規定する営業を行う者をいう。）の間において、売買、売上の委託、運送、運送取扱い又は請負に関する二以上の取引を継続して行うため作成される契約書で、当該二以上の取引に共通して適用される取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格を定めるもの（電気又はガスの供給に関するものを除く。）
- 二 代理店契約書、業務委託契約書その他名称のいかんを問わず、売買に関する業務、金融機関の業務、保険募集の業務又は株式の発行若しくは名義書換えの事務を継続して委託するため作成される契約書で、委託される業務又は事務の範囲又は対価の支払方法を定めるもの
- 三 銀行取引約定書その他名称のいかんを問わず、金融機関から信用の供与を受ける者と当該金融機関との間において、貸付け（手形割引及び当座貸越しを含む。）、支払承諾、外国為替その他の取引によつて生ずる当該金融機関に対する一切の債務の履行について包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書
- 四 信用取引口座設定約諾書その他名称のいかんを問わず、金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者又は商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項（定義）に規定する商品先物取引業者とこれらの顧客との間において、有価証券又は商品の売買に関する二以上の取引（有価証券の売買にあつては信用取引又は発行日決済取引に限り、商品の売買にあつては商品市場における取引（商品清算取引を除く。）に限る。）を継続して委託するため作成される契約書で、当該二以上の取引に共通して適用される取引条件のうち受渡しその他の決済方法、対価の支払方法又は債務不履行の場合の損害賠償の方法を定めるもの
- 五 保険特約書その他名称のいかんを問わず、損害保険会社と保険契約者との間において、二以上の保険契約を継続して行うため作成される契約書で、これらの保険契約に共通して適用される保険要件のうち保険の目的の種類、保険金額又は保険料率を定めるもの

【練習】

第122例 ネオン塔掲出場所の賃貸借契約書

ネオン塔掲出場所の賃貸借契約書

甲（広告会社）と乙（広告主）は、甲が使用権を有する物件を乙の広告物設置掲出のため使用することについて、次のとおり合意する。

第1条（対象物件）
所在地 ビル屋上

第2条（使用期間）
 年 月 日から カ年間

第3条（使用料・支払方法）
乙は甲に 円を 年 月 日までに支払う。

第4条（保守管理）
甲は第2条の使用期間中、設置されたネオン塔の保守管理を行うものとする。
前条の使用料は保守管理料を含む。

年 月 日

甲 ⑩

乙 ⑩

印紙税法の適用関係

印紙税法別表第一、課税物件表の第2号文書「請負に関する契約書」である。

説明 この文書は、ビル屋上の賃貸借を約するもの（不課税）であると同時に、第4条においてネオン塔の保守管理を約するものであるから、第2号文書に該当する。

なお、記載金額は、保守管理料と物件使用料が区分されていないことから、第3条の使用料全額となる。

第168例 産業医委嘱契約書

産業医委嘱契約書

労働安全衛生法に基づき、事業者（以下「甲」という。）が医師（以下「乙」という。）に産業医を委嘱するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1条 乙は、甲の事業場において労働安全衛生法に定める産業医の職務を行う。

甲は、乙に対し、その職務遂行に必要な情報の提供等に協力するとともに、乙の助言指導等を尊重するものとする。

（委員会）

第2条 甲は、衛生委員会（または安全衛生委員会）を設けた場合は乙を委員として指名することができる。

(2) 乙は、前項の指名の有無にかかわらず委員会に出席し意見を申し述べることができる。

また、甲は、乙に対し、委員会に出席して意見を述べるよう求めることができる。

（報酬）

第3条 甲が乙に対して支払う委嘱料は、別に定める 県産業衛生運営協議会（以下「県協議会」という。）の定める産業医報酬表を基準とし、月額70,000円とする。

(2) 甲は、毎月 日までに乙または乙の指定した機関に委嘱料を支払うものとする。

(3) 健康診断を行った場合の報酬は1項に準じ別に支払うものとする。

（責任の所在）

第4条 乙の職務遂行中に受けた物的及び人的事故は、甲の責任とする。

ただし、乙の故意または重大な過失によるものは、この限りではない。

(2) 前項の損害賠償について、意見が一致しないときは、甲又は乙は、県協議会または別に定める甲乙の属する地区の産業衛生運営協議会（以下「地区協議会」という。）に調停を求めることができる。

（契約の期間）

第5条 この契約の有効期間は締結の日から 年 月 日までとし、甲乙協議の上、契約を更新することができる。

(2) 契約を更新する場合はあらたに契約書を取りかわすものとする。

(3) 契約更新後の期間は2年間とする。

(解 約)

第6条 甲、乙のいずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は1か月の予告期間をおいてこの契約を解約することができる。

(2) 前条の協議が整わないとき、または本条の解約について意見が一致しないときは、その都度、県または地区協議会に調停を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 乙は、職務遂行上知り得た甲の秘密に関する事項を他にもらしてはならない。

(契約に定めのない事項等)

第8条 この契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度、県または地区協議会で協議の上、取り決めるものとする。

附 則

この契約締結と同時に甲乙のこれまでの契約は解除されるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 事業場所在地

〃 名 称

代表者職氏名

①

乙 医療機関所在地

〃 名 称

医 師 氏 名

②

印紙税法の適用関係

印紙税法に定める課税物件ではない。

説明 この文書は、産業医を委嘱するもの（委任契約）であることから、第2号文書「請負に関する契約書」その他いずれの課税物件にも該当しない。

留意事項：請負と委任の区別

印紙税法施行令

(その役務の提供を約することを内容とする契約が請負となる者の範囲)

第二十一条 法別表第一第二号の定義の欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 プロボクサー
- 二 プロレスラー
- 三 演劇の俳優
- 四 音楽家
- 五 舞踊家
- 六 映画又は演劇の監督、演出家又はプロデューサー
- 七 テレビジョン放送の演技者、演出家又はプロデューサー

2 法別表第一第二号の定義の欄に規定する契約は、職業野球の選手、映画の俳優又は前項に掲げる者のこれらの者としての役務の提供を約することを内容とする契約に限るものとする。

法令解釈通達 2号文書 請負に関する契約書

(請負の意義)

1 「請負」とは、民法第632条《請負》に規定する請負をいい、完成すべき仕事の結果の有形、無形を問わない。

なお、同法第648条の2《成果等に対する報酬》に規定する委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約する契約は「請負」には該当しないことに留意する。(平18課消3-36、令2課消4-16改正)

(請負に関する契約書と物品又は不動産の譲渡に関する契約書との判別)

2 いわゆる製作物供給契約書のように、請負に関する契約書と物品の譲渡に関する契約書又は不動産の譲渡に関する契約書との判別が明確にできないものについては、契約当事者の意思が仕事の完成に重きをおいているか、物品又は不動産の譲渡に重きをおいているかによって、そのいずれであるかを判別するものとする。

なお、その具体的な取扱いは、おおむね次に掲げるところによる。(昭59間消3-24改正)

(1) 注文者の指示に基づき一定の仕様又は規格等に従い、製作者の労務により工作物を建設することを内容とするもの 請負に関する契約書

(例) 家屋の建築、道路の建設、橋りょうの架設

(2) 製作者が工作物をあらかじめ一定の規格で統一し、これにそれぞれの価格を付して注文を受け、当該規格に従い工作物を建設し、供給することを内容とするもの 不動産又は物品の譲渡に関する契約書

(例) 建売り住宅の供給(不動産の譲渡に関する契約書)

(3) 注文者が材料の全部又は主要部分を提供(有償であると無償であるとを問わない。)し、製作者がこれによって一定物品を製作することを内容とするもの 請負に関する契約書

(例) 生地提供の洋服仕立て、材料支給による物品の製作

(4) 製作者の材料を用いて注文者の設計又は指示した規格等に従い一定物品を製作することを内容とするもの 請負に関する契約書

(例) 船舶、車両、機械、家具等の製作、洋服等の仕立て

(5) あらかじめ一定の規格で統一された物品を、注文に応じ製作者の材料を用いて製作し、供給することを内容とするもの 物品の譲渡に関する契約書

(例) カタログ又は見本による機械、家具等の製作

(6) 一定の物品を一定の場所に取り付けることにより所有権を移転することを内容とするもの 請負に関する契約書

(例) 大型機械の取付け

ただし、取付行為が簡単であって、特別の技術を要しないもの 物品の譲渡に関する契約書

(例) 家庭用電気器具の取付け

(7) 修理又は加工することを内容とするもの 請負に関する契約書

(例) 建物、機械の修繕、塗装、物品の加工

(職業野球の選手の意義)

3 「職業野球の選手」とは、いわゆる一軍、二軍の別を問わず、監督、コーチ及びトレーナーを含めた職業野球の選手をいう。

(映画の俳優及び演劇の俳優の意義)

4 「映画の俳優」及び令第 21 条《その役務の提供を約することを内容とする契約が請負となる者の範囲》第 1 項に規定する「演劇の俳優」とは、映画、舞台等に出演し、演技を行う芸能者をいう。

(音楽家の意義)

5 令第 21 条第 1 項に規定する「音楽家」とは、広く洋楽、邦楽、民謡、歌謡、雅楽、歌劇等の音楽を作曲、演奏、謡歌する者をいい、具体的には、作曲家、演奏家（指揮者を含む。）、声楽家（歌手を含む。）等をいい、浪曲師、漫才師を含まない。

(舞踊家の意義)

6 令第 21 条第 1 項に規定する「舞踊家」とは、洋舞（ダンスを含む。）、邦舞、民族舞踊、宗教舞踊等をする者をいい、能役者を含み、歌舞伎役者を含まない。

(映画又は演劇の監督、演出家又はプロジューサーの意義)

7 令第 21 条第 1 項に規定する「映画又は演劇の監督、演出家又はプロジューサー」とは、広く映画、演劇上の指導又は監督を行う者、映画又は演劇の俳優の演技、衣装、ふん装、装置、照明プラン、音楽等を組織する者又は映画、演劇の企画、製作をする者をいう。

(テレビジョン放送の演技者の意義)

8 令第 21 条第 1 項に規定する「テレビジョン放送の演技者」とは、いわゆるテレビタレント等テレビジョン放送に出演することを主たる業とする者のみでなく、広くテレビジョン放送を通じて演技を行う者をいう。したがって、映画又は演劇の俳優、落語家、歌手、舞踊家、楽士、講談師、浪曲師等の通常演技を行う者がテレビジョン放送を通じて演技を行う場合も、これに含む。

(テレビジョン放送の演出家又はプロジューサーの意義)

9 令第 21 条第 1 項に規定する「テレビジョン放送の演出家又はプロジューサー」とは、広くテレビジョン放送の俳優の演技、衣装、ふん装、装置、照明プラン、音楽等を組織するテレビデレクター又はテレビジョン放送の企画、製作をする者をいう。

(映画俳優専属契約書等)

10 映画会社等と俳優等との間において作成される映画の専属契約書又は出演契約書は、第 2 号文書（請負に関する契約書）として取り扱う。

(役務の提供を内容とする契約)

- 11 課税物件表第 2 号の定義の欄に規定する者等が、これらの者としての役務の提供を約することを内容とする契約は、たとえ委任等の契約であっても請負に該当するのであるが、それ以外の役務の提供を約することを内容とするものであっても、例えば、職業野球の選手が映画出演契約を結ぶ場合のようにその内容により請負に該当するものがあることに留意する。

(広告契約書)

- 12 一定の金額で一定の期間、広告スライド映写、新聞広告又はコマーシャル放送等を行うことを約する広告契約書は、その内容により第 2 号文書（請負に関する契約書）又は第 7 号文書（継続的取引の基本となる契約書）に該当する。（平元間消 3-15 改正）

(エレベーター保守契約書等)

- 13 ビルディング等のエレベーターを常に安全に運転できるような状態に保ち、これに対して一定の金額を支払うことを約するエレベーター保守契約書又はビルディングの清掃を行い、これに対して一定の金額を支払うことを約する清掃請負契約書等は、その内容により第 2 号文書（請負に関する契約書）又は第 7 号文書（継続的取引の基本となる契約書）に該当する。（平元間消 3-15 改正）

(会社監査契約書)

- 14 公認会計士（監査法人を含む。）と被監査法人との間において作成する監査契約書は、第 2 号文書（請負に関する契約書）として取り扱う。

なお、株式会社の会計監査人に就任することを承諾する場合に作成する会計監査人就職承諾書等監査報告書の作成までも約するものではない契約書は、委任に関する契約書に該当するのであるから、課税文書に当たらないことに留意する。（平元間消 3-15 改正）

(仮工事請負契約書)

- 15 地方公共団体が工事請負契約を締結するに当たっては、地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされているため、その議決前に仮工事請負契約書を作成することとしている場合における当該契約書は、当該議会の議決によって成立すべきこととされているものであっても、第 2 号文書（請負に関する契約書）に該当する。

(宿泊申込請書)

- 16 旅館業者等が顧客から宿泊の申込みを受けた場合に、宿泊年月日、人員、宿泊料金等を記載し、当該申込みを引き受けた旨を記載して顧客に交付する宿泊申込請書等は、第 2 号文書（請負に関する契約書）として取り扱う。ただし、御案内状等と称し、単なる案内を目的とするものについては、課税文書として取り扱わない。（昭 59 間消 3-24 改正）

(税理士委嘱契約書)

- 17 税理士委嘱契約書は、委任に関する契約書に該当するから課税文書に当たらないのであるが、税務書類等の作成を目的とし、これに対して一定の金額を支払うことを約した契約書は、第 2 号文書（請負に関する契約書）に該当するのであるから留意する。（平元間消 3-15 改正）

質疑応答事例 契約金額が明らかである請負契約書

【照会要旨】

見積書等を引用した第2号文書（請負に関する契約書）については、その見積書等に記載されている契約金額が記載金額とされることとなっていますが、通則4のホ(2)にいう「契約金額が明らかであるとき」及び「契約金額の計算ができるとき」とは、どういうことをいうのでしょうか。

【回答要旨】

通則4のホ(2)に規定する「契約金額が明らかであるとき」とは、当該文書に係る契約についての契約金額が記載されている見積書等を特定できる事項の記載があることにより、その引用されている見積書等をみれば契約金額が明らかになるときをいいます。

また、通則4のホ(2)に規定する「契約金額の計算ができるとき」とは、当該文書に係る契約についての単価、数量等の記載のある見積書等を特定できる事項の記載があることにより、その引用されている見積書等に記載されている単価及び数量等に基づき、又は見積書等に記載されている単価等と見積書等を引用している文書に記載されている数量等に基づき、契約金額の計算をすることができることをいいます。

具体的には、次の事例のような場合をいいます。

1 「契約金額が明らかであるとき」の事例

<p>①</p> <p style="text-align: center;">注 文 請 書</p> <p>㈱〇〇 殿</p> <p>〇〇工事をお請けいたします。請負金額については、貴注文書第1号のとおりとします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㈱××</p>	<p>②</p> <p style="text-align: right;">第1号</p> <p style="text-align: center;">注 文 書</p> <p>㈱××</p> <p>下記のとおり注文いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>〇〇工事 500万円</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㈱〇〇</p>
---	--

事例のように、工事請負に関する注文請書（第2号文書）に「請負金額については、貴注文書第1号のとおりとします。」との記載があり、引用されている注文書に記載されている請負金額が500万円であるときは、この500万円が事例の注文請書の記載金額になります。

2 「契約金額の計算ができるとき」の事例

(1) 数量、単価の引用による計算

<p>①</p> <p style="text-align: center;">加 工 注 文 請 書</p> <p>㈱〇〇 殿</p> <p>〇〇の加工をお請けいたします。なお、加工数量及び加工料については、貴注文書第1号のとおりとします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㈱××</p>	<p>②</p> <p style="text-align: right;">第1号</p> <p style="text-align: center;">加 工 注 文 書</p> <p>㈱××</p> <p>次のとおり〇〇製品の加工を委託します。</p> <p>加工数量 10,000個</p> <p>加工料単価 500円</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㈱〇〇</p>
--	--

事例のように、物品の加工注文請書（第2号文書）に、「加工数量及び加工料については、貴注文書第1号のとおりとします。」と記載されていて、引用されている加工注文書に記載されている数量が1万個で、加工料単価が500円である場合には、加工注文書の数量と単価に基づいて計算した500万円（500円×1万個）が加工注文請書の記載金額になります。

(2) 数量の引用による計算

㊦

加工注文請書

㈱〇〇 殿

〇〇の加工をお請けいたします。なお、加工料単価については、500円とします。加工数量については、貴注文書第1号のとおりとします。

年 月 日

㈱××

㊧

第1号

加工注文書

㈱×× 殿

下記のとおり〇〇製品の加工を委託します。

記

加工数量 10,000個

年 月 日

㈱〇〇

事例のように、物品の加工注文請書（第2号文書）に、「加工料単価については、500円とします。」と定められていて、「加工数量については、貴注文書第1号のとおりとします。」と記載されている場合においては、加工注文請書に記載されている単価と引用されている加工注文書に記載されている数量に基づいて計算した500万円（500円×1万個）が加工注文請書の記載金額になります。

【関係法令通達】

印紙税法別表第一課税物件表の適用に関する通則4のホ

印紙税法の適用関係

印紙税法別表第一、課税物件表の第7号文書「継続的取引の基本となる契約書」である。

説明 この文書は、原契約である警備請負契約の契約内容（仕事の範囲）及び契約警備料金の変更の事実を証明する文書であることから、記載金額のない第2号文書「請負に関する契約書」に該当するほか、継続する請負契約の「目的物の種類」（請負契約の仕事の範囲）及び「単価」（契約警備料金）の変更の事実を証明するものであることから、第7号文書にも該当する。

なお、第2号文書の記載金額がないことから、通則3のイのただし書の規定により、第7号文書となる。

参考 警備契約書のような継続する請負取引に係る契約書（営業者間で作成するもの）の単価を変更する契約書についての記載金額等の取扱いは、次ページのとおりである。

請負契約書の単価変更契約書等に対する取扱い

事 例		取 扱 い
原 契 約	本エレベーター警備契約の契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとするが、双方異議がない場合は、更に1年延長することとし、その後もこれによるものとする。保守料は、月額100万円とする。	記載金額1,200万円（100万円×12月）の第2号文書（請負に関する契約書）である。
1	「原契約書の契約単価を平成29年10月1日以降月額120万円とする。」ことを内容とする契約書	第2号文書と第7号文書（継続的取引の基本となる契約書）とに該当し、当該契約書に契約期間が記載されておらず、当該契約書上契約金額を計算できないことから、通則3のイのただし書により第7号文書となる。
2	「原契約書の契約単価を平成30年4月1日以降月額120万円とする。」ことを内容とする契約書	
3	「原契約書の契約単価を平成31年10月1日から月額120万円とする。」ことを内容とする契約書	
4	「原契約書の契約単価月額100万円を平成29年10月1日から平成30年3月31日まで月額120万円とする。」ことを内容とする契約書	契約金額を計算できることから、通則4の二により記載金額120万円〔(120万円-100万円)×6月〕の第2号文書となる。 (注) 平成29年10月から平成30年3月までの変更契約書
5	「原契約書の契約単価月額100万円を平成29年10月1日から平成30年9月30日まで月額120万円とする。」ことを内容とする契約書	変更金額を計算できることから、通則4の二により記載金額840万円(120万円×12月-100万円×6月)の第2号文書となる。 (注) 平成29年10月から平成30年9月までの変更契約書
6	「原契約書の契約単価月額100万円を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで月額120万円とする。」ことを内容とする契約書	通則4の二の適用要件である「当該文書に係る契約についての変更前の契約金額等の記載のある文書」がないから、通則4の二は適用されない。 したがって、いずれも記載金額1,440万円(120万円×12月)の第2号文書となる。
7	「原契約書の契約月額単価100万円を平成31年4月1日から平成32年3月31日まで月額120万円とする。」ことを内容とする契約書	

6. エレベーター保守契約書には、印紙は必要か？ 【 社福法人の場合 】

第259例 エレベーター保守についての契約書

契 約 書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に昇降機の点検について、下記の条項により契約を締結する。

第1条 契約の対象となる昇降機

所在場所

種類及び台数

第2条 乙は毎月1回前条昇降機の点検（機械、電動機、制御装置等の注油及び清掃、導軌条の注油並びに簡単な調整を含む。）を行う。

不時の故障の際甲より通知のあったときは、乙は直ちに技術員を派遣し点検する。

定期点検並びに不時の故障に対する点検は乙の就業時間（乙の通常勤務日の通常勤務時間）内に行い乙の就業時間外に行われる場合は本契約外とする。ただし、乙の都合により乙の就業時間外に行われる場合はこの限りでない。本点検に必要な材料の内下記のは甲が供給する。

記（省略）

第3条 上記点検以外に修理（エレベーターに関しては、巻上ロープ及び電線の取り替え、歯車、軸受の取り替え、機械の分解、ブレーキライニングの取り替え等、エスカレーターに関しては、照明関係、ハンドレール、強化パネル、ローラー、チェーン類の取り替え、歯車、軸受の取り替え、ブレーキライニングの取り替え等）を行う場合の費用は本契約には含まれない。

第4条 乙は毎年1回官庁が行う昇降機検査に立ち会うものとする。ただし、官庁へ納付の検査手数料は 〃 の負担とする。

第5条 甲は乙の本昇降機点検に対する料金として月額金50,000円を毎月末日迄にその月分を現金で支払う。ただし、1ヶ月に満たない期間はその月に日数割で料金を計算する。

第6条 本契約実施後、諸材料の価格、労務費その他に変動を生じ契約料金に増減を要する場合は、甲乙協議のうえ前条の契約料金を変更し得るものとする。

第7条 本昇降機の点検は 〃 年 〃 月 〃 日から始められ契約当事者の一方が他方に予め30日前に書面で解約の通知を行う迄継続する。

第8条 本昇降機のいかなる部分に対しても、これが占有、もしくは管理に基づく責任は甲に帰属するものとする。

罷業、工場閉鎖、天災事変、不可抗力、その他乙の責によらない事由に

よって生じた損害並びに全ての間接的損害については乙はその責を負わない。

第9条 本契約を締結する以前に本昇降機点検について為された一切の取り決めは本契約締結と同時にその効力を失う。

第10条 本契約書に記載のない事項につき、疑義を生じた場合は甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成して、甲乙各々署名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲

①

乙

①

印紙税法の適用関係

印紙税法別表第一、課税物件表の第7号文書「継続的取引の基本となる契約書」である。

説明 この文書は、対価を得てエレベータを点検することを内容とするもので、第2号文書「請負に関する契約書」に該当するとともに、甲が営業者である場合には、営業者間において継続する2以上の請負取引について共通して適用される取引条件のうち、目的物の種類、単価及び対価の支払方法（第5条）を定めていることから、第7号文書にも該当することから、通則3のイのただし書の規定により第7号文書に該当する。

印紙税法の適用関係

印紙税法別表第一、課税物件表の第2号文書「請負に関する契約書」の契約金額の記載のないものに該当する。

説明 この文書は、対価を得てエレベータを点検することを内容とするもので、第2号文書「請負に関する契約書」に該当するとともに、甲が営業者である場合には、営業者間において継続する2以上の請負取引について共通して適用される取引条件のうち、目的物の種類、単価及び対価の支払方法（第5条）を定められていることから、第7号文書にも該当することから、通則3のイ但し書きの規定により第7号文書に該当することとなる。

しかしながら、契約者が社会福祉法人の場合には、営業者間での契約にはならないことから、第7号文書には該当せず、記載金額のない2号文書に該当することになる。

印紙税法施行令

（継続的取引の基本となる契約書の範囲）

第二十六条 法別表第一第七号の定義の欄に規定する政令で定める契約書は、次に掲げる契約書とする。

- 一 特約店契約書その他名称のいかんを問わず、営業者（法別表第一第十七号の非課税物件の欄に規定する営業を行う者をいう。）の間において、売買、売買の委託、運送、運送取扱い又は請負に関する二以上の取引を継続して行うため作成される契約書で、当該二以上の取引に共通して適用される取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格を定めるもの（電気又はガスの供給に関するものを除く。）
- 二 代理店契約書、業務委託契約書その他名称のいかんを問わず、売買に関する業務、金融機関の業務、保険募集の業務又は株式の発行若しくは名義書換えの事務を継続して委託するため作成される契約書で、委託される業務又は事務の範囲又は対価の支払方法を定めるもの

（以下、省略）

法令解釈基本通達 第7号文書

継続的取引の基本となる契約書(契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が3月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。)

(契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が3月以内であるものの意義)

- 1 「契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が3月以内であるもの」とは、当該文書に契約期間が具体的に記載されていて、かつ、当該期間が3か月以内であるものをいう。

(継続的取引の基本となる契約書で除外されるもの)

- 2 令第26条《継続的取引の基本となる契約書の範囲》の規定に該当する文書であっても、当該文書に記載された契約期間が3か月以内で、かつ、更新に関する定めのないもの(更新に関する定めがあっても、当初の契約期間に更新後の期間を加えてもなお3か月以内である場合を含むこととして取り扱う。)は、継続的取引の基本となる契約書から除外されるが、当該文書については、その内容によりその他の号に該当するかどうかを判断する。

(営業者の間の意義)

- 3 令第26条第1号に規定する「営業者の間」とは、契約の当事者の双方が営業者である場合をいい、営業者の代理人として非営業者が契約の当事者となる場合を含む。

なお、他の者から取引の委託を受けた営業者が当該他の者のために第三者と行う取引も営業者の間における取引に含まれるものであるから留意する。

(2以上の取引の意義)

- 4 令第26条第1号に規定する「2以上の取引」とは、契約の目的となる取引が2回以上継続して行われることをいう。

(目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格を定めるものの意義)

- 5 令第26条第1号に規定する「目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格を定めるもの」とは、これらのすべてを定めるもののみをいうのではなく、これらのうちの1又は2以上を定めるものをいう。

(売買、売買の委託、運送、運送取扱い又は請負に関する2以上の取引を継続して行うため作成される契約書の意義)

- 6 令第26条第1号に規定する「売買、売買の委託、運送、運送取扱い又は請負に関する2以上の取引を継続して行うため作成される契約書」とは、例えば売買に関する取引を引き続き2回以上行うため作成される契約書をいい、売買の目的物の引渡し等が数回に分割して行われるものであっても、当該取引が1取引である場合の契約書は、これに該当しない。

なお、エレベーター保守契約、ビル清掃請負契約等、通常、月等の期間を単位として役務の提供等の債務の履行が行われる契約については、料金等の計算の基礎となる期間1単位ごと又は支払の都度ごとに1取引として取り扱う。

(売買の委託及び売買に関する業務の委託の意義)

- 7 令第26条第1号に規定する「売買の委託」とは、特定の物品等を販売し又は購入することを委託することをいい、同条第2号に規定する「売買に関する業務の委託」とは、売買に関する業務の一部又は全部を委託することをいう。

(目的物の種類の意義)

- 8 令第26条第1号に規定する「目的物の種類」とは、取引の対象の種類をいい、その取引が売買である場合には売買の目的物の種類が、請負である場合には仕事の種類・内容等がこれに該当する。また、当該目的物の種類には、例えばテレビ、ステレオ、ピアノというような物品等の品名だけでなく、電気製品、楽器というように共通の性質を有する多数の物品等を包括する名称も含まれる。(昭59間消3-24改正)

(取扱数量を定めるものの意義)

- 9 令第26条第1号に規定する「取扱数量を定めるもの」とは、取扱量として具体性を有するものをいい、一定期間における最高又は最低取扱(目標)数量を定めるもの及び金額により取扱目標を定める場合の取扱目標金額を定めるものを含む。したがって、例えば「1か月の最低取扱数量は50トンとする。」「1か月の取扱目標金額は100万円とする。」とするものはこれに該当するが、「毎月の取扱数量は当該月の注文数量とする。」とするものは該当しない。

(注) 取扱目標金額を記載した契約書は、記載金額のある契約書にも該当するのであるから留意する。

(単価の意義)

- 10 令第26条第1号に規定する「単価」とは、数値として具体性を有するものに限る。したがって、例えば「市価」、「時価」等とするものはこれに該当しない。

(対価の支払方法の意義)

- 11 令第26条第1号、第2号及び第4号に規定する「対価の支払方法を定めるもの」とは、「毎月分を翌月10日に支払う。」「60日手形で支払う。」「借入金と相殺する。」等のように、対価の支払に関する手段方法を具体的に定めるものをいう。

(債務不履行の場合の損害賠償の方法の意義)

- 12 令第26条第1号及び第4号に規定する「債務不履行の場合の損害賠償の方法」とは、債務不履行の結果生ずべき損害の賠償として給付されるものの金額、数量等の計算、給付の方法等をいい、当該不履行となった債務の弁済方法をいうものではない。

(ガスの供給の意義)

- 13 令第26条第1号に規定する「ガスの供給」とは、ガス事業者等が都市ガス、プロパンガス等の燃料用ガスを導管、ボンベ、タンクローリー等により消費者に継続して供給することをいう。(昭59間消3-24改正)

(金融機関の範囲)

- 14 令第26条第2号に規定する「金融機関」には、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業を営むもの等通常金融機関と称されるもののほか、貸金業者、クレジットカード業者、割賦金融業者等金融業務を営むすべてのものを含む。(昭59間消3-24、平19課消3-47改正)

(金融機関の業務の委託の意義)

- 15 令第26条第2号に規定する「金融機関の業務を継続して委託する」とは、金融機関が、預金業務、貸出業務、出納業務、為替業務、振込業務その他の金融業務を他の者に継続して委託することをいう。(昭59間消3-24追加)

(委託される業務又は事務の範囲又は対価の支払方法を定めるものの意義)

- 16 令第 26 条第 2 号に規定する「委託される業務又は事務の範囲又は対価の支払方法を定めるもの」とは、これらのすべてを定めるもののみをいうのではなく、これらのうちの 1 又は 2 以上を定めるものをいう。

(金融機関に対する販売代金等の収納事務の委託)

- 17 会社等が販売代金等の収納事務を金融機関に委託する場合において、その内容が当該販売代金等を積極的に集金することまで委託するものでないものは、令第 26 条第 2 号に規定する「売買に関する業務」の委託には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該委託についての契約書は、委任に関する契約書に該当するから、課税文書に当たらないことに留意する。(平元間消 3-15 改正)

(包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書の意義)

- 18 令第 26 条第 3 号に規定する「包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書」とは、貸付け(手形割引及び当座貸越を含む。)、支払承諾、外国為替等の個々の取引によって生ずる金融機関に対する債務の履行について、履行方法その他の基本的事項を定める契約書(例えば当座勘定取引約定書、当座勘定借越約定書、手形取引約定書、手形取引限度額約定書、支払承諾約定書、信用状約定書等)をいうのではなく、貸付け(手形割引及び当座貸越を含む。)、支払承諾、外国為替その他の取引によって生ずる債務のすべてについて、包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書(例えば普通銀行における銀行取引約定書、信用金庫における信用金庫取引約定書等)をいう。(平 13 課消 3-12 改正)

(保険契約者の範囲)

- 19 令第 26 条第 5 号に規定する「保険契約者」には、保険契約者が保険会社である場合の当該保険会社を含む。

(2 以上の保険契約を継続して行うため作成される契約書の意義)

- 20 令第 26 条第 5 号に規定する「2 以上の保険契約を継続して行うため作成される契約書」とは、特約期間内に締結される保険契約に共通して適用される保険の目的の種類、保険金額又は保険料率を定めておき、後日、保険契約者からの申込みに応じて個別の保険契約を締結し、個別の保険契約ごとに保険証券又は保険引受証が発行されることになっている契約書をいう。(昭 59 間消 3-24 追加)

(株式事務代行委託契約書)

- 21 株式事務代行委託契約書で、株式の発行又は名義書換えの事務を 3 か月を超えて継続して委任するものは、第 7 号文書(継続的取引の基本となる契約書)に該当することに留意する。(平元間消 3-15 追加)

◆ 印紙の消印の方法

【照会要旨】

契約書などに印紙を貼った場合には消印をすることとされていますが、この消印は契約書などに押した印で消さなければなりません。また、契約者が数人いる場合には、その全員で消印をしなければいけないのでしょうか。

【回答要旨】

印紙税の課税対象となる文書に印紙を貼り付けた場合には、その文書と印紙の彩紋とにかけて判明に印紙を消さなければならないことになっています（法第8条第2項）。そして、印紙を消す方法は、文書の作成者又は代理人、使用人その他の従業者の印章又は署名によることになっています（令第5条）。このように、消印する人は文書の作成者に限られておらず、また、消印は印章でなくても署名でもよいとされているところから、文書の消印は、その文書に押した印でなくても、作成者、代理人、使用人、従業者の印章又は署名であれば、どのようなものでも差し支えありません。

ところで、消印は印紙の再使用を防止するためのものですから、それに使用する印章は通常印判といわれているもののほか、氏名、名称などを表示した日付印、役職名、名称などを表示したゴム印のようなものでも差し支えありません（基通第65条）。

署名は自筆によるのですが、その表示は氏名を表すものでも通称、商号のようなものでも構いません。しかし、単に「印」と表示したり斜線を引いたりしてもそれは印章や署名には当たりませんから、消印したことにはなりません。

また、印紙は判明に消さなければならないこととされていますから、一見して誰が消印したかが明らかとなる程度に印章を押し又は署名することが必要であり、かつ、通常の方法では消印を取り去ることができないことが必要です。したがって、鉛筆で署名したもののように簡単に消し去ることができるものは、消印をしたことにはなりません。

次に、消印は印紙の再使用を防止することを目的とするという趣旨のものですから、複数の人が共同して作成した文書に貼り付けた印紙は、その作成者のうち誰か1人の者が消せばよいことになっています。例えば、甲と乙が共同して作成した契約書については、甲と乙の双方が消印しても甲と乙のどちらか1人が消印しても差し支えありません（基通第64条）。

【関係法令通達】

印紙税法第8条第2項、印紙税法施行令第5条、印紙税法基本通達第64条、第65条

7. 土地の贈与契約書には、印紙は必要か？

贈与契約書

贈与者〇〇を甲、受贈者□□を乙として、甲乙間において次の通り贈与契約を締結した。

(贈与の目的)

第1条 甲は、甲の所有する下記記載の財産（以下「本件財産」という）を乙に贈与し、乙はこれを受諾した。

- (1) 宅地 所在 △△県□□市
地番 31 番 1
地目 宅地
地積 240.56 平方メートル
- (2) 建物 所在 △△県□□市
家屋番号 31 番 1 号
種類 居宅
構造 木造瓦葺平屋建
床面積 150.56 平方メートル

(移転登記等)

第2条1 甲は乙に対して、令和〇年〇月〇日限り、本件財産を乙に引渡し所有権移転登記手続きを行うものとする。

2 土地・建物につき、甲は乙に対して、現状有姿の状態で引き渡すとともに、担保権その他の権利の制約のないことを確約する。

3 土地・建物の所有権移転登記手続きに必要な一切の費用は、乙が負担する。

(公租公課の負担)

第3条 土地・建物に課税される公租公課については、所有権移転登記までは甲が負担し、所有権移転登記以後は乙が負担する。

上記の通り契約が成立したので、本書面を2通作成し、甲乙各1通を所持するものとする。

質疑応答事例：土地贈与契約書

【照会要旨】

土地の贈与契約書に贈与する土地の評価額を記載した場合、その評価額は記載金額になるのでしょうか。

【回答要旨】

不動産をその同一性を保持させつつ他人に移転させることを内容とするものは、対価を受けるかどうかを問わず、第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書）に該当します。

なお、贈与は無償契約ですから、贈与契約書に土地の評価額が記載されていても、その評価額は不動産譲渡の対価としての金額ではありませんので、記載金額には該当しません。

譲渡契約の原因としては、売買、交換、贈与、代物弁済、法人等に対する現物出資、寄附行為等があります。

【関係法令通達】

印紙税法別表第一（第1号の1文書）

8. 留意事項

印紙税との付き合い方 「やけどしないように付き合う。」

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

（税理士の業務）

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（**印紙税**、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを**除く**。第四十九条の二第二項第十号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）
 - 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条第一項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）
 - 三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）
- 2** 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。
- 3** 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人（第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。）の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。

資料：印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、印紙税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、納付及び申告の手続その他印紙税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

（課税物件）

第二条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

（納税義務者）

第三条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書（以下「課税文書」という。）の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 一の課税文書を二以上の者が共同して作成した場合には、当該二以上の者は、その作成した課税文書につき、連帯して印紙税を納める義務がある。

（課税文書の作成とみなす場合等）

第四条 別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形で手形金額の記載のないものにつき手形金額の補充がされた場合には、当該補充をした者が、当該補充をした時に、同号に掲げる約束手形又は為替手形を作成したものとみなす。

2 別表第一第十八号から第二十号までの課税文書を一年以上にわたり継続して使用する場合には、当該課税文書を作成した日から一年を経過した日以後最初の付込みをした時に、当該課税文書を新たに作成したものとみなす。

3 一の文書（別表第一第三号から第六号まで、第九号及び第十八号から第二十号までに掲げる文書を除く。）に、同表第一号から第十七号までの課税文書（同表第三号から第六号まで及び第九号の課税文書を除く。）により証されるべき事項の追記をした場合又は同表第十八号若しくは第十九号の課税文書として使用するための付込みをした場合には、当該追記又は付込みをした者が、当該追記又は付込みをした時に、当該追記又は付込みに係る事項を記載した課税文書を新たに作成したものとみなす。

4 別表第一第十九号又は第二十号の課税文書（以下この項において「通帳等」という。）に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額（同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。）が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該通帳等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があつたものとみなす。

一 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項 十万円を超える金額

二 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項 百万円を超える金額

三 別表第一第十七号の課税文書（物件名の欄1に掲げる受取書に限る。）により証されるべき事項 百万円を超える金額

5 次条第二号に規定する者（以下この条において「国等」という。）と国等以外の者とが共同して作成した文書については、国等又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）に規定する公証人が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者（公証人を除く。）が保存するものは国等が作成したものとみなす。

6 前項の規定は、次条第三号に規定する者とその他の者（国等を除く。）とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

（非課税文書）

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

（納税地）

第六条 印紙税の納税地は、次の各号に掲げる課税文書の区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

一 第十一条第一項又は第十二条第一項の承認に係る課税文書 これらの承認をした税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所

二 第九条第一項の請求に係る課税文書 当該請求を受けた税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所

三 第十条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙税納付計器の設置場所

四 前三号に掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされているもの 当該作成場所

五 第一号から第三号までに掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされていないもの 政令で定める場所

第二章 課税標準及び税率

（課税標準及び税率）

第七条 印紙税の課税標準及び税率は、別表第一の各号の課税文書の区分に応じ、同表の課税標準及び税率の欄に定めるところによる。

第三章 納付、申告及び還付等

(印紙による納付等)

第八条 課税文書の作成者は、次条から第十二条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙（以下「相当印紙」という。）を、当該課税文書の作成の時までに、当該課税文書にはり付ける方法により、印紙税を納付しなければならない。

- 2 課税文書の作成者は、前項の規定により当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書と印紙の彩紋とにかけ、判明に印紙を消さなければならない。

(税印による納付の特例)

第九条 課税文書の作成者は、政令で定める手続により、財務省令で定める税務署の税務署長に対し、当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、税印（財務省令で定める印影の形式を有する印をいう。次項において同じ。）を押すことを請求することができる。

- 2 前項の請求をした者は、次項の規定によりその請求が棄却された場合を除き、当該請求に係る課税文書に課されるべき印紙税額に相当する印紙税を、税印が押される時までに、国に納付しなければならない。
- 3 税務署長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る課税文書の記載金額が明らかでないことその他印紙税の保全上不適当であると認めるときは、当該請求を棄却することができる。

(印紙税納付計器の使用による納付の特例)

第十条 課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器（印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところにより、国税庁長官の指定を受けた計器（第十六条及び第十八条第二項において「指定計器」という。）で、財務省令で定める形式の印影を生ずべき印（以下「納付印」という。）を付したものをいう。以下同じ。）を、その設置しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて設置した場合には、当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。

- 2 前項の承認を受けて印紙税納付計器を設置する者は、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けて、その者が交付を受ける課税文書の作成者のために、その交付を受ける際、当該作成者が当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。
- 3 第一項の承認を受けた者は、前二項の規定により印紙税納付計器を使用する前に、政令で定めるところにより、第一項の税務署長に対し、当該印紙税納付計器により表示することができる印紙税額に相当する金額の総額を限度として当該印紙税納付計器を使用するため必要な措置を講ずることを請求しなければならない。
- 4 前項の請求をした者は、同項の表示することができる金額の総額に相当する印紙税を、同項の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。
- 5 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を取り消すことができる。
- 6 税務署長は、印紙税の保全上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、印紙税納付計器に封を施すことができる。
- 7 第一項又は第二項の規定により印紙税に相当する金額を表示して納付印を押す方法について必要な事項は、財務省令で定める。

(書式表示による申告及び納付の特例)

第十一条 課税文書の作成者は、課税文書のうち、その様式又は形式が同一であり、かつ、その作成の事実が後日においても明らかにされているもので次の各号の一に該当するものを作成しようとする場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙のはり付けに代えて、金銭をもつて当該課税文書に係る印紙税を納付することができる。

- 一 毎月継続して作成されることとされているもの
- 二 特定の日に多量に作成されることとされているもの

- 2 前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙税の保全上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を与えないことができる。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る課税文書の作成の時までに、当該課税文書に財務省令で定める書式による表示をしなければならない。

4 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該課税文書が同項第一号に掲げる課税文書に該当する場合には毎月分（当該課税文書を作成しなかつた月分を除く。）をその翌月末日までに、当該課税文書が同項第二号に掲げる課税文書に該当する場合には同号に規定する日の属する月の翌月末日までに、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

- 一 その月中（第一項第二号に掲げる課税文書にあつては、同号に規定する日）に作成した当該課税文書の号別及び種類並びに当該種類ごとの数量及び当該数量を税率区分の異なるごとに合計した数量（次号において「課税標準数量」という。）
- 二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額（次項において「納付すべき税額」という。）
- 三 その他参考となるべき事項

5 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

6 第一項第一号の課税文書につき同項の承認を受けている者は、当該承認に係る課税文書につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

(預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例)

第十二条 別表第一第十八号及び第十九号の課税文書のうち政令で定める通帳（以下この条において「預貯金通帳等」という。）の作成者は、政令で定めるところにより、当該預貯金通帳等を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙の貼付けに代えて、金銭をもつて、当該承認の日以後の各課税期間（四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下この条において同じ。）内に作成する当該預貯金通帳等に係る印紙税を納付することができる。

2 前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙税の保全上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を与えないことができる。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る預貯金通帳等に、課税期間において最初の付込みをする時まで、財務省令で定める書式による表示をしなければならない。ただし、既に当該表示をしている預貯金通帳等については、この限りでない。

4 第一項の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が課税期間内に作成する当該預貯金通帳等は、当該課税期間の開始の時に作成するものとみなし、当該課税期間内に作成する当該預貯金通帳等の数量は、当該課税期間の開始の時ににおける当該預貯金通帳等の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る口座の数として政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。

5 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、課税期間ごとに、当該課税期間の開始の日から起算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

一 当該承認に係る預貯金通帳等の課税文書の号別及び当該預貯金通帳等の種類並びに当該種類ごとの前項に規定する政令で定めるところにより計算した当該預貯金通帳等に係る口座の数に相当する当該預貯金通帳等の数量及び当該数量を当該号別に合計した数量（次号において「課税標準数量」という。）

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額（次項において「納付すべき税額」という。）

三 その他参考となるべき事項

6 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

7 第一項の承認を受けている者は、当該承認に係る預貯金通帳等につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

第十三条 削除

(過誤納の確認等)

第十四条 印紙税に係る過誤納金（第十条第四項の規定により納付した印紙税で印紙税納付計器の設置の廃止その他の事由により納付の必要がなくなつたものを含む。以下この条において同じ。）の還付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その過誤納の事実につき納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。ただし、第十一条及び第十二条の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項若しくは第十九条第三項（期限後申告・修正申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書又は同法第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正若しくは決定を含む。）に係る印紙税として納付され、又は第二十条に規定する過怠税として徴収された過誤納金については、この限りでない。

2 第九条第二項又は第十条第四項の規定により印紙税を納付すべき者が、第九条第一項又は第十条第一項の税務署長に対し、政令で定めるところにより、印紙税に係る過誤納金（前項の確認を受けたもの及び同項ただし書に規定する過誤納金を除く。）の過誤納の事実の確認とその納付すべき印紙税への充当とを合わせて請求したときは、当該税務署長は、その充当をすることができる。

3 第一項の確認又は前項の充当を受ける過誤納金については、当該確認又は充当の時に過誤納があつたものとみなして、国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定を適用する。

第四章 雑則

(保全担保)

第十五条 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、印紙税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認の申請者に対し、金額及び期間を指定して、印紙税につき担保の提供を命ずることができる。

2 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

(納付印等の製造等の禁止)

第十六条 何人も、印紙税納付計器、納付印（指定計器以外の計器その他の器具に取り付けられたものを含む。以下同じ。）又は納付印の印影に紛らわしい外観を有する印影を生ずべき印（以下「納付印等」と総称する。）を製造し、販売し、又は所持してはならない。ただし、納付印等の製造、販売又は所持をしようとする者が、政令で定めるところにより、当該製造、販売若しくは所持をしようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合又は第十条第一項の承認を受けて印紙税納付計器を所持する場合は、この限りでない。

(印紙税納付計器販売業等の申告等)

第十七条 印紙税納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業をしようとする者は、その販売場又は製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該販売場（その者が販売場を設けない場合には、その住所とし、

住所がない場合には、その居所とする。)又は製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者が当該販売業者又は製造業者の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

2 第十条第一項の承認を受けて同項の印紙税納付計器を設置した者が当該設置を廃止した場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出て同条第六項の封の解除その他必要な措置を受けなければならない。

(記帳義務)

第十八条 第十一条第一項又は第十二条第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該承認に係る課税文書の作成に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

2 印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者は、政令で定めるところにより、指定計器又は納付印等の受入れ、貯蔵又は払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第十九条 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続(包括遺贈を含む。)があつた場合には、相続人(包括受遺者を含む。)は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務をそれぞれ承継する。

一 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(印紙納付に係る不納税額があつた場合の過怠税の徴収)

第二十条 第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同項の規定により納付すべき印紙税を当該課税文書の作成の時までに納付しなかつた場合には、当該印紙税の納税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該納付しなかつた印紙税の額とその二倍に相当する金額との合計額に相当する過怠税を徴収する。

2 前項に規定する課税文書の作成者から当該課税文書に係る印紙税の納税地の所轄税務署長に対し、政令で定めるところにより、当該課税文書について印紙税を納付していない旨の申出があり、かつ、その申出が印紙税についての調査があつたことにより当該申出に係る課税文書について国税通則法第三十二条第一項(賦課決定)の規定による前項の過怠税についての決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該課税文書に係る同項の過怠税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付しなかつた印紙税の額と当該印紙税の額に百分の十の割合を乗じて計算した金額との合計額に相当する金額とする。

3 第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同条第二項の規定により印紙を消費しなかつた場合には、当該印紙税の納税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該消費されていない印紙の額面金額に相当する金額の過怠税を徴収する。

4 第一項又は前項の場合において、過怠税の合計額が千円に満たないときは、これを千円とする。

5 前項に規定する過怠税の合計額が、第二項の規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額であるときは、当該過怠税の合計額については、前項の規定の適用はないものとする。

6 税務署長は、国税通則法第三十二条第三項(賦課決定通知)の規定により第一項又は第三項の過怠税に係る賦課決定通知書を送達する場合には、当該賦課決定通知書に課税文書の種類その他の政令で定める事項を附記しなければならない。

7 第一項又は第三項の過怠税の税目は、印紙税とする。

第五章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十四条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る課税文書に対する印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による相当印紙のはり付けをしなかつた者

二 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 第十六条の規定に違反した者

四 第十八条第一項又は第二項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定に違反した者

二 第十一条第三項又は第十二条第三項の規定による表示をしなかつた者

三 第十七条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による届出をしなかつた者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

資料：別表第二 非課税法人の表（第五条、附則第九条の二関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	会社法及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものうち、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
防災街区整備事業組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）

資料：別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いに関する文書	日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いをする者
清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第三条第一項第一号（中央会の事業の範囲の特例）の事業に関する文書	同法第二条第三項（定義）に規定する中央会
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第十一号、第十三号、第十七号並びに第十八号（業務の範囲）に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務（同項第六号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）、第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号（改正前中小強化法等に係る業務の特例）に掲げる業務に関する文書	独立行政法人中小企業基盤整備機構
国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第一項第一号から第八号まで（業務の範囲）の業務及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務に関する文書	国立研究開発法人情報通信研究機構
日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）の業務に関する文書	日本私立学校振興・共済事業団
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一号、第二号及び第九号（業務の範囲等）の業務に関する文書	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第二項から第四項まで（業務の範囲）の業務（同法第十五条第二号（区分経理）に掲げる業務に該当するものを除く。）に関する文書	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十一条第一項第三号及び第四号（業務の範囲等）の業務に関する文書	独立行政法人情報処理推進機構
国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第三号（業務の範囲）の業務に関する文書	国立研究開発法人海洋研究開発機構
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十七条第一号及び第六号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（業務の範囲）の業務に関する文書	外国人技能実習機構
独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号（定義）に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書	社会福祉法人その他当該資金を融通する者又は当該資金の融通を受ける者
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に定める資金の貸付けに関する文書のうち政令で定めるもの	当該資金の貸付けを受ける者
公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十二年法律第六十五号）に定める公衆衛生修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書	当該修学資金の貸与を受ける者
矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）に定める矯正医官修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書	当該修学資金の貸与を受ける者
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に定める資金の貸付けに関する文書	当該資金の貸付けを受ける者
独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第五号及び第六号（業務の範囲）に規定する資金の貸付けに関する文書	独立行政法人自動車事故対策機構又は当該資金の貸付けを受ける者
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第一項第三号（福祉事業）の貸付け並びに同項第四号及び第五号（福祉事業）の事業に関する文書	日本私立学校振興・共済事業団又は同法第十四条第一項（加入者）に規定する加入者

文書名	作成者
国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）第九十八条第一項第三号（福祉事業）の貸付け並びに同項第四号及び第五号（福祉事業）の事業に関する文書	国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会又は国家公務員共済組合の組合員
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一百二十二条第一項第二号（福祉事業）の貸付け並びに同項第三号及び第四号（福祉事業）の事業に関する文書	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合の組合員
社会保険診療報酬支払基金法（昭和三十二年法律第二百二十九号）に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書	社会保険診療報酬支払基金又は同法第一条（目的）に規定する保険者
自動車損害賠償保障法（昭和三十二年法律第九十七号）に定める自動車損害賠償責任保険に関する保険証券若しくは保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済に関する共済掛金受取書	保険会社又は同法第六条第二項に規定する組合
国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書	国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務、国民健康保険法附則第十七条各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書	社会保険診療報酬支払基金
国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第一項（基金の業務）又は第三百三十七条の十五第一項（連合会の業務）に規定する給付及び同条第二項第一号（連合会の業務）に掲げる事業並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する同法第三十三条第三項（支給要件）、第三十七条第三項（支給要件）及び第四十条（支給要件）に規定する給付に関する文書	国民年金基金又は国民年金基金連合会
中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七条第三項（退職金共済手帳の交付）の退職金共済手帳又は同法第七十条第一項（業務の範囲）に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項（掛金）に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る金銭の受取書	同法第二条第六項（定義）に規定する共済契約者又は同法第七十二条第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構から退職金共済証紙の受払いに関する業務の委託を受けた金融機関
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一条第一項（事務の委託）に規定する事務の委託に関する文書又は同法第九十六条の三第一号（業務）に定める資金の貸付け若しくは同条第二号（業務）に定める債務の保証に係る消費貸借に関する契約書（漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く。）	漁業共済組合若しくはその組合員又は漁業共済組合連合会
労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和三十四年法律第八十四号）に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書又は同法第三十三条第一項（労働保険事務組合）の規定による労働保険事務の委託に関する文書	同法の規定による事業主又は同法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合
独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第九条第一号（業務の範囲）に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附則第六条第一項第一号（業務の特例）に規定する給付に関する文書	独立行政法人農業者年金基金又は同法第十条第一項第二号（業務の委託）に規定する農業協同組合
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書	国民健康保険団体連合会
確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十条第三項（裁定）に規定する給付又は同法第九十一条の十八第四項第一号（連合会の業務）に掲げる事業及び同法第九十一条の二十三第二項（裁定）に規定する給付に関する文書	企業年金基金又は企業年金連合会